



林家における『律呂新書』研究 林鷲峰『律呂新書諺解』を中心として

著者	榎木 亨
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	49
ページ	453-470
発行年	2016-04-01
その他のタイトル	The Study of Ritsuryo Shinsho in the Hayashi family, with special focus on Hayashi Gaho 's Ritsuryo Shinsho Genkai
URL	http://hdl.handle.net/10112/10289

林家における『律呂新書』研究

— 林鶯峰『律呂新書諺解』を中心として —

榎 木 亨

The Study of *Ritsuryo Shinsho* in the Hayashi family,
with special focus on Hayashi Gaho's *Ritsuryo Shinsho Genkai*

KAYAKI Toru

Japanese study of *Ritsuryo shinsho* (C. *Lulu xinshu*, a Song-dynasty treatise on music) is thought to have developed primarily around the figure of Nakamura Tekisai (1629–1702), a Kyoto-based Neo-Confucian scholar. Yet when we look at the earliest research on this book, we find that Hayashi Gaho (1618–1680), second-generation head of the Hayashi family, who served as the chief academician of the Tokugawa shogunate, was aware of *Ritsuryo shinsho* even before Nakamura, and left us a treatise on it entitled *Ritsuryo shinsho genkai* (1677). However, this latter work went largely unnoticed at the time and is almost never cited in other early modern works on *Ritsuryo shinsho*. Thus, *Ritsuryo shinsho genkai* has been overlooked until now, along with the contribution of the Hayashi family to research on the original text.

This paper investigates the research on *Ritsuryo shinsho* conducted by the Hayashi family, the process of writing *Ritsuryo shinsho genkai*, and the kinds of music practiced within the Hayashi family, concluding with an elucidation of the purposes for which *Ritsuryo shinsho genkai* was written, and its value as a treatise in its own right.

キーワード：林鶯峰 (Hayashi Gaho)、『律呂新書諺解』 (*Ritsuryo Shinsho Genkai*)、林家 (Hayashi Family)、楽人 (musicians)

はじめに

日本では江戸時代になると、儒者・国学者・和算家などを中心として楽律学が発展することとなるが、この当時、楽律学を研究する人々の間で必読文献の一つとして盛んに読まれていたのが、南宋の儒者である蔡元定（1135-1198）の『律呂新書』（1187年）であり、日本において『律呂新書』研究を行っていた京都の朱子学者である中村惕斎（1629-1702）の研究である。しかし、日本における『律呂新書』研究の開始時期だけを見ると、本稿における検討対象である林鶯峰（1618-1680）の方が惕斎よりも早く『律呂新書』に着目しており、さらに、『律呂新書諺解』（1677年）と題する著作も残している¹⁾。だが、同書は当時より注目されることはなく、日本近世期における『律呂新書』研究においても、ほとんど取り上げられることがなかったため、林家における『律呂新書』研究の実態とともに、これまで注目されることはなかった。

そこで、本稿では林家における『律呂新書』研究の過程ならびに『律呂新書諺解』の成書過程について検討し、さらに、楽の実践についても検討した上で、『律呂新書諺解』の著述目的およびその価値について明らかにしたい。

1 林鶯峰について

林鶯峰（1618-1680）、名は恕・春勝、字は子和・之道、鶯峰は号²⁾。江戸幕府の学問を司った林家の初代である林羅山（1583-1657）の三男であり、後に羅山の跡を継ぎ林家の二代目となった江戸時代の儒者である。また、寛文三年（1663）に「弘文院学士」号を獲得することにより儒者としての地位を確立し、三代目の林鳳岡（1645-1732）が就任する「大学頭」へと続く道筋をつけた人物としても評価できる³⁾。

1) 中村惕斎が『律呂新書』研究を開始した時期について、遠藤徹「中村惕斎と近世日本の楽律学をめぐる試論」（『国立歴史民俗博物館』第183集「開館三十周年記念論文集Ⅱ」、国立歴史民俗博物館、2014年）は「惕斎の最初の楽律研究は四十代から五十代の始めころのことであったと考えられる」（250頁）と指摘しており、寛文年間の中頃から延宝年間（1670頃-1681）にかけて行なわれたものと考えられる。しかし、中村惕斎の『筆記律呂新書説』（不詳）および『修正律呂新書』（1697年）の成立は、元禄年間（1688-1704）であると考えられるため、著作の成立を『律呂新書』研究における定論の確立と考えると、林鶯峰の『律呂新書諺解』（1677年）の方が早いことがわかる。また、『性理大全』の訓読（後述）が行なわれた時期も寛文八年（1668）であることから、林鶯峰の方が中村惕斎よりも早く『律呂新書』に着目したと言える。

2) 林鶯峰には三十種類もの号があり、鶯峰もその中の一つである。なお、各々の号の由来については、「称号義述」において鶯峰自身が解説している。

3) 高橋章則「弘文院学士号の成立と林鶯峰」（『東北大学文学部日本語学科論集』第1号、東北大学文学部日本語学科、1991年）および揖斐高「林家の危機—林鶯峰と息子梅洞—」（『成蹊國文』第48号、成蹊大学

鶯峰は儒教を藤原惺窩（1561-1619）の弟子である父の羅山および那波活所（1595-1648）から学んでいるが、「思想史の観点から見れば羅山以上に新味がなく、これほど多くの文が残っているにもかかわらず紹介すべきものに乏しい」⁴⁾と評されるように、思想家としては独創的な思索を展開することはなかった。しかし、儒教の教育および普及において果たした役割は大きく、例えば、本稿の研究対象である『律呂新書諺解』のように、林家には経書等の内容をわかりやすく解説した「諺解」と称する著作が幾つか残されているが、とりわけ朱子学において重要となる「四書」については、羅山が『大学諺解』および『中庸諺解』⁵⁾を著わしたことを受け、鶯峰がそれを継承する形で『論語諺解』『孟子諺解』を著わし、「四書」すべての「諺解」を完成させるなど、儒教の普及に一定の役割を果たしている。

また、鶯峰の主な業績の一つに、日本の神代から後陽成朝の慶長十六年（1611）までを編年体で著わした『本朝通鑑』（1670年）があるが、これも「四書諺解」と同様、父である羅山の跡を継いで鶯峰が完成させたものである⁶⁾。鶯峰は幼少期より和漢の歴史書に親しんでいたが、『本朝通鑑』を編纂するにあたり、さらに広範な知識を得るべく、多数の書物の収集・解説が行なわれた。鶯峰が『本朝通鑑』の編纂期間中につけていた日記である『国史館日録』には、この時期に鶯峰が収集・解説していた書物の書名が記録されているが、そこには『本朝通鑑』の編纂に直接かかわる史書のみならず、儒教経典や詩文集など、幅広い分野にわたる漢籍の書名が記されており、鶯峰が幅広い分野に興味・関心を有していたことがわかる。

以上のことから、鶯峰は父である羅山の跡を継ぎ、儒者として儒教の教育・普及に尽力するだけではなく、歴史家として『本朝通鑑』を編纂するとともに、多方面にわたる様々な書物を収集・解説する博学多才な人物であったことがわかる。

2 『性理大全』の訓読

鶯峰には、幕命を受けて実施している『本朝通鑑』の編纂とともに、尽力していたことがあ

文学部日本文学科、2015年）を参照。

4) 宇野茂彦『林羅山・（附）林鶯峰』（明徳出版社、1992年）、212頁。

5) 『中庸諺解』は、羅山が口授し、鶯峰の長男である林梅洞（1643-1666）が著わしたものである。

6) 「本朝通鑑序」によると、正保元年（1644）、羅山は第三代將軍徳川家光（在位：1623-1651）の命を受け、三男の鶯峰および四男の読耕斎（1625-1661）とともに神代から宇多朝までの編纂を開始し、慶安三年（1650）に『本朝編年録』と題して献上した。しかし、明暦三年（1657）の大火により献上した著作が焼失してしまったため、寛文二年（1662）、幕命により『本朝編年録』の増補が鶯峰に命じられ、寛文十年（1670）に『本朝通鑑』として完成した。

った。それは、収集した書籍の校正を行なうテキストクリティックである⁷⁾。前述のように、『本朝通鑑』の編纂を行なう鶯峰のもとには、日本各地から多種多様な書籍がもたらされており、鶯峰と弟子たちは日夜これらの書籍を読み、時には加点も行なっていた。これらの作業の目的は、あくまでも『本朝通鑑』の編纂に資するためであるが、集められてくる書籍の中には『本朝通鑑』の編纂とは直接関係のない書籍も多数含まれていた。しかし、それら『本朝通鑑』の編纂とは直接関係のない書籍についても、鶯峰たちは加点を行なっている。そして、その中には、本稿の検討対象である『律呂新書』が収録されている『性理大全』も含まれている。林家において『性理大全』の加点が行なわれた理由については、『鶯峰先生林学士文集』巻九十九「性理大全跋（一）」に次のようにある。

解四書五経、開示其蘊奥、於宋儒備矣。其為輔翼無切於『性理大全』。⁸⁾

（四書五経を解し、其の蘊奥^{うんのう}を開示すること、宋儒に於て備われり。其の輔翼と為ること『性理大全』より切なるは無し。）

つまり、『性理大全』の加点は、本業である『本朝通鑑』の編纂に益するためではなく、儒者として学識をより一層深化させるために行なわれていたことがわかる。この「本業とは別」という意識は、「毎月各課三夜、新加訓点、以塞修史之暇（毎月各おの三夜を課し、新たに訓点を加えて、以て修史の暇を塞ぐ）」（「性理大全跋（一）」）とあるように、毎月三日間、『本朝通鑑』編纂業務の時間外である夜に、空き時間を活用することを目的として実施されていたことから明らかである。「性理大全跋」では、「以塞修史之暇（以て修史の暇を塞ぐ）」として、空き時間を活用するために加点を行なったとしているが、具体的に作業時間を指定し、組織的・計画的に加点を行なっていることを考慮すると、この作業自体が、儒者としての学識をより一層深化させるために企図された課題であったといえる。

また、林家において行なわれた『性理大全』の加点には、前述のように、儒者として学識をより一層深化させるという目的以外にも、正しい『性理大全』のテキストを確定するという目的もあったようである。

7) これについては、田中尚子「林鶯峰の書籍収集と学問―『国史館日録』再考―」（『国語国文』82巻3号、京都大学文学部国語学国文学研究室、2013年）を参照。

8) 本稿では、国立公文書館内閣文庫蔵『鶯峰先生林学士文集』を底本として使用し、訓読についても、基本的に同書の記述に従う。なお、同書には「性理大全跋」（いずれも「寛文己酉臘月」に作成）が計三点収録されているため、本稿では掲載順に（一）から（三）の番号を附して区分する。

華本伝来已久。頃年新刊本出而流行于世、便於学者。然倭訓往往不免紕繆。余家蔵朝鮮本、限句分読甚鮮明矣。（『性理大全跋（一）』）

（〔注：『性理大全』の〕華本伝来して已に久し。頃年新刊本出でて世に流行し、学者に便あり。然れども倭訓往往にして紕繆^{ひびょう}を免がれず。余の家に朝鮮本を蔵す、句を限り読みを分かつこと甚だ鮮明なり。）

このように、林家において『性理大全』の加点が行なわれた背景には、巷間に流通する誤謬にあふれた版本を改め、家蔵の朝鮮本を底本として正しいテキストを確定するという目的があったのである⁹⁾。

ところで、『性理大全』の加点は自体は、鶯峰が独力で行なっていたのではない。

『性理大全』全部七十卷、新加訓点訖。其執筆者、狛庸仲龍也。（『性理大全跋（三）』）

（『性理大全』全部七十卷、新たに訓点を加え訖る。其の筆を執る者は、狛庸・仲龍なり。）

このように、この作業には鶯峰以外にも、「狛庸」こと狛高庸（1639-1686）と、「仲龍」こと中村祐晴（生没年不詳）が参加しており、実際に訓点を記す作業自体は、狛高庸および中村祐晴により行なわれていたようである。さらに、『鶯峰先生林学士文集』巻九十八「律呂新書跋」には、この作業の実施状況を垣間見ることができる記述がある。

頃間、史館之暇冬夜之永、口授狛庸加訓点畢。

（頃間、史館の暇冬夜の永に、狛庸に口授して訓点を加え畢る。）

このように、『律呂新書』については、鶯峰が口授したものを狛高庸が記録するという方法で、作業が進められていたことがわかる。つまり、『性理大全』への加点は、林鶯峰と狛高庸もしくは中村祐晴が、二人一組となり行なわれていたものと考えられる。このことは、狛高庸および中村祐晴が、それぞれ別の日に『性理大全』の加点を行なっていることから明らかである。

下記の表は、『国史館日録』の記述に基づき、各著作に加点を行なった人物・作業日・作業日

9) 「性理大全跋」が「寛文巳酉臘月」に作成されたことを考慮すると、鶯峰が「新刊本」としている訓点を附した版本とは、承応二年（1653）に刊行された小出永庵点『新刻性理大全』であると推定される。なお、同書には鶯峰が指摘した「倭訓」の問題以外にも、誤字が多数みられるなどの問題がある。

数を筆者が整理したものである。

卷	書名	担当	作業日	日数
1	太極図	狛庸	4/12、4/15	2日
2-3	通書	狛庸	3/1、3/6、3/15	3日
4	西銘	狛庸	5/21、6/10	2日
5-6	正蒙	狛庸	6/10、7/28、9/5、9/22	4日
7-13	皇極経世書	仲龍	6/2、6/12、7/2、7/12、7/23、8/2、8/19、8/23、9/2	9日
14-17	易学啓蒙		済	
18-21	家礼	仲龍	9/12、9/23	2日
22-23	律呂新書	狛庸	10/1、10/22、11/1	3日
24-25	洪範皇極内篇	仲龍	10/2、10/12	2日
26-27	理氣	仲龍	10/12、10/23、11/14	3日
28	鬼神	仲龍	1/12、1/23、2/2?	3日
29-37	性理	仲龍	2/2?、2/13、2/25?、3/6、3/19、3/23、4/2?、4/12、5/12、6/2、6/23、6/25	12日
38	道統	狛庸	1/21、2/1?	2日
39-42	諸儒	狛庸	2/1?、2/11?、2/21、3/1、3/11、3/21、4/11、4/21?	8日
43-50	学	狛庸	5/11、5/21?、7/1、7/11、7/22?、8/2?、8/11、8/21?、9/1?、9/21、閏10/1、閏10/21?、閏10/24?、11/1、11/10、11/11	16日
51-56		仲龍	6/25、7/2、7/12、7/23?、8/1?、8/23、9/2、9/12?、9/13?、10/2	10日
57-58	諸子	仲龍	10/2、10/23、閏10/2、閏10/12	4日
59-64	歴代	仲龍	閏10/23、11/3、11/12、11/13、11/23	5日
65	君道	狛庸	11/21、12/1	2日
66-67	治道	狛庸	12/11 ¹⁰⁾ 、12/14、12/15	3日
68-69		仲龍	11/25、12/2	2日
70	詩	仲龍	12/2、12/10	2日

10) 原文では「狛庸点性理大全、自薄暮至亥刻、終六十五卷」(「寛文九年十二月十一日」)として六十五巻が完成したとあるが、六十五巻は「点性理大全十三葉、而終六十五巻而歸」(「寛文九年十二月朔日」)とあるように十二月一日に完成している。また、「寛文九年十二月十日」にも「点性理大全二十七葉終第七十卷、是雖為一部末卷、然狛庸所点猶餘二卷」とあることから、十二月十日の段階で残っていたのは、第六十六・六十七巻の二巻であったことがわかる。よって、「寛文九年十二月十一日」の「終六十五巻」は、「終六十六巻」の誤りであると考えられる。

上掲の表からも明らかなように、『性理大全』の加点は寛文八年（1668）三月一日に始まり、寛文九年（1669）十二月十五日に終わっているが、その大半は中村祐晴によるものであることがわかる。また、各著作の加点に費やした時間が二日から十六日間であることから、この作業はあくまでも「加点」を施すことにより正しいテキストを作成することに重点が置かれており、その内容理解については、この段階ではそれほど重視されていなかったものと考えられる。それと同時に、両者の作業日が重複していないことから、この作業は林鶯峰と狛高庸もしくは中村祐晴が、二人一組となり行なわれていたことがわかる。

さて、本稿の研究対象である『律呂新書』については、『国史館日録』「寛文八年十月一日」に「漸及□燭狛庸再来、加点律呂新書上卷畢、又及下卷□八葉。及夜闌休（漸く□燭に及び狛庸再び来たり、律呂新書上卷に加点し畢え、又た下卷□八葉に及ぶ。夜闌に及びて休む）」¹¹⁾とあり、「寛文八年十一月一日」に「燭既設。而狛庸来、加点於律呂新書下篇、及亥刻訖功。及作小跋、使庸記今日之事（燭既に設く。而して狛庸来たり、律呂新書下篇に加点し、亥刻に及びて功を訖う。小跋を作るに及びて、庸をして今日の事を記せしむ）」¹²⁾とあることから、狛高庸が担当していたことがわかる¹³⁾。

また、十一月四日には、鶯峰により「律呂新書跋」が作成されているが、そこには、鶯峰の『律呂新書』に対する認識が次のように記されている。

律呂之調天地自然之声也。聖人製管、以為之高下。蓋夫開物成務之一端也。遷固以來歷代諸儒説之詳矣。然猶有異同之差。而不能免毫厘之謬、律不能一決。故度量權衡亦不得其正。西山蔡氏參校古今、而古製始明。朱文公為之贊嘆、則誰敢擬議之哉。（『鶯峰先生林学士文集』卷九十八「律呂新書跋」）

（律呂の調は天地自然の声なり。聖人管を製して、以て之が高下を為す。蓋し夫の物を開き務を成すの一端なり。遷固より以來歴代の諸儒之を説くこと詳らかなり。然れども猶お異同の差有り。而して毫厘の謬を免るる能わずして、律一決する能わず。故に度量權衡亦た其の正を得ず。西山蔡氏古今を參校して、而して古製始めて明らかなり。朱文公之が為に贊嘆すれば、則ち誰か敢て之を擬議せんや。）

11) 林鶯峰著・山本武夫校訂『国史館日録』三（続群書類従完成会、1998年）、195頁。

12) 『国史館日録』三、210-211頁。

13) 『国史館日録』によると、高庸には寛文八年四月十六日に『性理大全』の副本が与えられているが、加点を施す作業は忍岡の国史館において行なわれていたようである。

このように、楽律論は司馬遷・班固以来、歴代の儒者たちにより検討されてきたものの、諸説紛々として定論がなかったと述べた上で、このような状況を收拾し、定論を確立したのが蔡元定『律呂新書』として高く評価している。前述のように、『律呂新書』の加点は、林鶯峰と狛高庸により行なわれていたのであるが、鶯峰が「律呂新書跋」において「我拙算法。故雖不能窮其蘊、然於他日之校證、則又非無小補乎（我れ算法に拙し。故に其の蘊を窮むる能わずといえども、然れども他日の校證に於ては、則ち又た小補無きに非ざるか）」と述べていることを考慮すると、『律呂新書』の理論を正確に理解できていたのかについては甚だ疑問である。しかし、加点を施す作業を通して、少しでもその内容に触れようとした姿勢については、評価することができるだろう。

以上のように、『性理大全』の加点は鶯峰の統括のもと、儒者としての見識を深化させることを目的として、弟子である狛高庸および中村祐晴とともに行なわれていたことがわかる。

3 楽の実践と釋菜

林家における楽の実践について考える上で、とりわけ重要な出来事として挙げられるのは、寛文四年（1664）二月の釋菜において、それまでの釋菜では行なわれていなかった奏楽を実施したことであるが、これを実践面から支えていたのが、『性理大全』所収の『律呂新書』に加点を施した狛高庸である。

狛高庸（1639-1686）は、南都方楽人である辻近元（1602-1681）を実父、狛氏の分家の一つである上氏の上近康（生没年不詳）を養父とするとする紅葉山楽人である¹⁴。高庸が紅葉山楽人となったのは、寛永年間に養父である上近康が紅葉山楽人として江戸へと召され¹⁵、その跡を継いだためである。また、高庸は紅葉山楽人として活躍する傍ら、明暦元年（1655年）より鶯峰の門人として儒教を学び始めた。さらに、寛文二年（1663）に『本朝編年録』続編（『本朝通鑑』）の編纂が鶯峰に下命され、寛文四年（1665）八月に編纂が開始されると、狛高庸も編纂員として加えられることとなり¹⁶、紅葉山楽人と『本朝通鑑』編纂員の二つの仕事を兼務すること

14) 紅葉山楽人とは、江戸城内の紅葉山（楓山）にある徳川家康をはじめとする歴代將軍の靈廟において祭祀を行なう際に、雅楽の演奏を行なうために組織された楽人である。なお、紅葉山楽人については、武内恵美子「紅葉山楽所をめぐる一考察—幕府の法会と礼楽思想の関連性を中心として—」（笠谷比古『公家と武家Ⅲ—王権と儀礼の比較文明的考察—』所収、思文閣出版、2006年）を参照。

15) 上近康については、三上景文著・正宗敦夫編『地下家伝』二（日本古典全集刊行会、1937年）544-545頁を参照。

16) 『国史館日録』「寛文二年十月三日」および「寛文四年八月二十一日」。

となった¹⁷⁾。そして、天和三年(1683)七月二十日、高庸は五代將軍徳川綱吉(在位:1680-1709)より儒門に入ることを命じられ、辻春達と名を改めた¹⁸⁾。

このように、紅葉山楽人としても活躍する高庸は、林家における楽関連の仕事についても任されることとなる。その仕事を大別すると、楽に関する書籍の整理・解説という理論的側面と、釋菜等の林家における公的・私的な行事における雅楽の演奏という実践的側面に分けられる。

まず、理論的側面について検討する。『本朝通鑑』を編纂する林鶯峰のもとには、各地から多種多様な書籍が集められてくるが、その中には史書とともに、楽に関する書籍ももたらされることがあった。例えば、寛文五年(1665年)九月二日、永井尚庸(1631-1677)により興福寺所蔵の「舞楽書十四卷」が鶯峰のもとにもたらされるが、鶯峰は同書が『本朝通鑑』の編纂には関係がないとしつつも、国史館において写本を作成することを命じ、その担当者として狛高庸を指名している。同書は、十月三日に写本が完成した後、高庸による校正が行なわれ、十二月十六日に校正が終了している。しかし、二日後の十二月十八日には、国史館の業務とは無関係であるとの理由で、永井尚庸に原本・写本がともに返却されている。

ところで、この「舞楽書十四卷」であるが、『国史館日録』「寛文五年十二月十八日」では、「楽書元本七卷七冊并新写本二十二冊」として巻数が増えている。ここで巻数が増えた理由については明らかではないが¹⁹⁾、国史館で作成された写本が二十二冊である点に着目すると、国立公文書館内閣文庫所蔵『楽書部類』が全二十二巻であり、さらに、第二十二巻末に「楽書二十二巻、古来秘伝也。蔵書在南都興福寺、不妄示人。今度新写一部、如正本。令校合、所納江戸御文庫也 寛文六年正月(楽書二十二巻、古来秘伝なり。蔵書南都興福寺に在りて、妄りに人に示さず。今度新たに一部を写すこと、正本の如し。校合せしめ、江戸御文庫に納むる所なり 寛文六年正月)」とあることから、同書が興福寺所蔵の書籍を謄写したものであることがわかる。また、この『楽書部類』の原本については、春日大社に所蔵され「春日楽書」と総称される全七巻からなる鎌倉時代の楽書であることが知られている²⁰⁾。よって、「寛文五年十二月十

17) 『本朝通鑑』の編纂所である国史館では、毎月朔日・七日・十三日・十九日・二十五日の五日間を休館日としていたが、紅葉山楽人である高庸は、毎月朔日・十七日には霊廟の勤めがあったため、この二日間は国史館の仕事が免除されていた。

18) 狛高庸については、陳可再『林家の漢詩文と近世前期の俳諧』(総合研究大学院大学文化科学研究科日本文学研究専攻博士論文、2011年)50-79頁を参照。

19) 「舞楽書十四卷」とあることから、あるいは「舞書」と「楽書」の合計が十四巻であったのかもしれない。そのように考えると、『国史館日録』「寛文五年十二月十八日」に見られる「楽書元本七卷七冊」とは、「舞楽書十四卷」のうちの半分(七巻)であり、別に「舞書」七巻があった可能性も考えられるが、判然としない。

20) 「春日楽書」とは、『楽所補任』二巻、『舞楽古記』一卷、『高麗曲』一卷、『舞楽手記』一卷、『輪台詠唱

八日」にある「楽書元本七卷七冊」とは「春日楽書」全七巻であり、「新写本二十二冊」とは『楽書部類』全二十二巻であると考えられる²¹⁾。つまり、『国史館日録』「寛文五年十二月十八日」に見られる「楽書元本七卷七冊并新写本二十二冊」とは、「春日楽書」七巻七冊と、それを謄写した国立公文書館内閣文庫所蔵『楽書部類』全二十二巻であることがわかる。

このように、紅葉山楽人でもある狛高庸は、林家にもたらされた楽に関する書籍の整理と解説を、一手に担っていたことがわかる。

次に、実践的側面について検討する。林家では、林羅山が寛永七年（1630）冬に三代将軍徳川家光より上野忍岡の土地を下賜され、その後、寛永九年（1632）冬に名古屋藩初代藩主徳川義直（在位：1607-1650）の支援を受け、その敷地内に先聖殿が建設されたことを契機として、寛永十年（1633）二月十日に初めて釋菜が実施された²²⁾。だが、この時の釋菜では奏楽が行なわれることはなかった。しかし、それから三十一年が経過した寛文四年（1664）二月、鷲峰が祭主を務める釋菜において、初めて奏楽が実施された。この時に演奏されたのは日本の宮廷音楽（いわゆる雅楽）であるが、この雅楽が釋菜において演奏されたのは、前年に江戸へ下向してきた狛高庸の父である辻近元（狛近元）に、林鷲峰が雅楽の演奏を要請したためであった²³⁾。

また、釋菜当日の様子については、『国史館日録』「寛文六年二月十六日」に「近年釋菜奏楽依庸也誘引也（近年釋菜の奏楽は庸に依りて誘引するなり）」²⁴⁾とあることから、奏楽の実施については、高庸が大きな役割を果たしていたようであり、さらに、「及暮遣酒肴于狛庸、傳語于伶工三人以勞之（暮に及びて酒肴を狛庸に遣わし、伶工三人に傳語して以て之を勞う）」²⁵⁾とあるように、高庸が伶工（楽人）三人を勞う様子が記されている。これより、林家の釋菜におけ

歌外楽記』一卷、『楽記』一卷の全七巻である。これについては、神田邦彦「春日大社蔵『舞楽手記』検証一『舞楽手記』諸本考一」（『日本漢文学研究』第五号、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム、2010年）を参照。

21) 『国史館日録』「寛文六年三月二十八日」に、狛高庸の父である辻近元が昨年の冬に謄写した「楽書」の貸借を稲濃牧（稲葉美濃守正則）が求めていると述べた際、鷲峰が「然不許借於其家、以非私本也」として、同書が林家の私蔵する書籍ではないと述べている。また、前掲の『楽書部類』第二十二巻末より、寛文六年正月には『楽書部類』が江戸御文庫（紅葉山文庫）に収蔵されていたとあることから、狛高庸により校正が行なわれ、「寛文六年三月二十八日」に貸借が求められた「楽書」は、どちらも『楽書部類』（「春日楽書」）であることがわかる。

22) 林家における釋菜については、須藤敏夫『近世日本釋奠の研究』（思文閣出版、2001年）を参照。

23) 「遜按、去年冬京師樂工狛近元、奉職來於江戸。稽留逾年、会值春丁請与子姪及其徒高庸等数輩瞻拜廟貌、因請奏樂於庭。明年四月、有事於日光山。近元等復奉職而往畢事來於江戸、再過忍岡請与樂生三十余人、舞於廟庭釋奠奏樂助於此」（犬塚印南『昌平志 卷二』「事实誌」寛文四年甲辰二月）。

24) 『国史館日録』一、213頁。

25) 『国史館日録』一、213頁。

る奏樂の実施には、紅葉山楽人でもある狛高庸が重要な役割を果たしていたことがわかる。

さて、『国史館日録』には、折に触れて高庸が樂を演奏する様子が記録されており、高庸が釋葉に代表される公的な行事のみならず、林家において開催される私的な催しにおいても奏樂を行っていたことが読み取れる。例えば、『国史館日録』「寛文八年七月十五日」には、次のような記述が見られる。

春常示昨舟遊連句……庸携其二弟奏樂於舟中。

(春常〔注：林鳳岡〕昨の舟遊の連句を示す……庸其の二弟を携えて樂を舟中に奏す。)

このように、高庸は林家において開催された様々な催しにおいて奏樂を披露していたようである。

以上のことを総合すると、林家における樂の実践には、紅葉山楽人でもある狛高庸が公私の両面において中心的な役割を果たしていたことがわかる。しかし、鶯峰と樂の関係について検討してみると、狛高庸のような樂に通じる門人を得たことにより、鶯峰自身が直々に樂の実践および研究を行なう必要性は相対的に低下することとなった。この点において、自ら樂の研究および実践を行なう中村惕斎と、狛高庸が中心となり樂の実践が行なわれていた林家の林鶯峰との間には差異が認められる。

4 『律呂新書諺解』について

国立公文書館内閣文庫には、林鶯峰（向陽林子）の著作として『律呂新書諺解』（1677年）が所蔵されている²⁶⁾。同書は、『性理大全』への加点に伴い、狛高庸が行なった『律呂新書』の加点とは異なり、『律呂新書』の内容理解およびその解説を行なっていることから、林家における『律呂新書』研究の一端を示す著作として重要なものであるといえる。しかし、林鶯峰による「律呂新書諺解跋」を見ると、同書の著者は林鶯峰ではなく、門人である小嶋道慶（生没年不詳）という人物であることがわかる。「律呂新書諺解跋」には次のようにある²⁷⁾。

余性拙於算数……往年一夕使門人佐慶據蔡氏新書算律呂之數。侍史安成在側筆之、勤為一

26) 現存する『律呂新書諺解』は、国立公文書館内閣文庫に所蔵されている一点のみであるが、後世の学者たちが同書について言及していないことを考慮すると、これ以外に写本が作成されたとは考えにくく、林家の蔵書として所蔵されていたものと考えられる。

27) 国立公文書館内閣文庫蔵『律呂新書諺解』では、この序文は巻頭ではなく、八葉裏に挿入されている。

小冊。

(余の性算数に拙し……往年一夕使門人佐慶〔注：小嶋道慶〕をして蔡氏新書に據りて律呂の数を算えしむ。侍史安成〔注：高井安成〕側に在りて之を筆し、勅して一小冊と為す。)

このように、『律呂新書諺解』の一葉目には「律呂新書諺解」との内題の下に、「向陽林子」として林鶯峰の名が記されているものの、実際の著者は、鶯峰の門人である小嶋道慶であったことがわかる。また、『律呂新書諺解』の成立年代については、「律呂新書諺解跋」の最後に「丁巳臘月」とあることから、延宝五年（1677）十二月末までには完成していたことが知られるが、「律呂新書諺解跋」に「未遑浄書偶失草本……頃聞、慶也嘗借草本写之……借之使島周写之。不日而成（未だ浄書に遑^{いとま}あらずして偶たま草本を失う……頃ろ聞く、慶嘗て草本を借りて之を写すと……之を借り島周〔注：不詳〕をして之を写さしむ。日ならずして成る）」とあることから、最初の草稿は清書前に散逸してしまったことがわかる。よって、同書の成立はさらに遡及することができるものと考えられる。

『律呂新書諺解』では、『律呂新書』の中でも楽律理論について著わされた「律呂本原」の「黄鐘第一」から「六十調図第九」までを対象として解説が行なわれているが、これは「律呂者数学之要也。志於儒者不可不解也（律呂は数学の要なり。儒に志す者は解せざるべからざるなり）」（『律呂新書諺解跋』）とあるように、『律呂新書』に見られる数の理論を理解するためであったことがわかるが、同書ではその過程において、『律呂新書』に見られる数の理論に対する疑問も提示されている。また、『律呂新書諺解』の特徴としては、「候気第十」以下の四章を取り上げず、さらに、『律呂新書』に見られる雅楽理論についてもほとんど言及されていないか、言及されていても解釈が誤っていることも挙げられる²⁸⁾。

そこで、本章では『律呂新書諺解』「黄鐘第一」の分析を通して、同書が呈した『律呂新書』に見られる数の理論に関する疑問について検討し、『律呂新書諺解』「八十四声図第八」および「六十調図第九」の分析を通して、『律呂新書』に見られる雅楽理論について、『律呂新書諺解』が示した解釈について検討する。

28) 『律呂新書』に見られる数の理論にのみ着目し、候気術および雅楽理論については関心を示さないことは、京都方楽人である安倍季尚（1622-1708）が『楽家録』卷三十四「律呂算法」において『律呂新書』を受容する際にも見られた特徴である。なお、安倍季尚の場合は、今後、雅楽を伝承していくためには楽律論、とりわけ数の理論が必要であると考えて受容したものの、候気術や雅楽理論については、楽の実践を担う楽人としての立場から不必要であると判断し、受容しなかった。

(1) 「黄鐘第一」について

『律呂新書』律呂本原「黄鐘第一」では、すべての楽律の根源となる黄鐘律管の形状を、「長九寸、空囲九分、積八百一十分」²⁹⁾と規定している。このうち、律管の体積である「積八百一十分」について、同章では円田術を用いた計算方法を示した上で、律管の直径を「三分四厘六毫強……不尽二毫八絲四忽」としている。

置八百一十分、分作九重、每重得九分。円田術、三分益一、得一十二。以開方法除之、得三分四厘六毫強、為実径之数、不尽二毫八絲四忽。

(八百一十分を置き、分けて九重と作して、每重九分を得。円田術、三分して一を益して、一十二を得。開方法を以て之を除き、三分四厘六毫強を得、実径の数と為し、不尽二毫八絲四忽なり。)

このように、黄鐘律管(810立方分)を9分割すると、各層ごとの表面積は9平方分となり、この9平方分を三分益一(4/3倍)すると、9平方分の円に外接する正方形の面積である12平方分が求められる。そこで、この正方形の一辺の長さ、即ち円の直径を開平法を用いて計算すると、「三分四厘六毫強……不尽二毫八絲四忽」となる。しかし、『律呂新書諺解』では、この計算方法について二つの誤りを指摘している。

一つ目は、「分作九重、每重得九分」である。これについて、『律呂新書諺解』には次のようにある。

本書注ニ九十重ヲ九十トアル八十ノ字落カ。

ここでは、「九十重」とすべきところが「九十」となっており、「十」の字が脱落しているのではないかと述べているが、この解釈に従うのであれば、脱落しているのは「重」であり意味が通らない。また、管見の限りでは、すべての版本が「分作九重」となっており、「分作九十重」となっている版本はない。そこで、『律呂新書諺解』の意を酌み「十」と「重」について検討してみると、中村惕斎『修正律書新書』の標注に「九重當作九十重(九重は當に九十重に作るべし)」との指摘が見られる。この解釈に従えば、「九十重」とすべきところが「九重」とな

29) 本稿では、明内府刊本とされる孔子文化大全編輯部編輯『孔子文化大全』「性理大全(二)」所収『性理大全』巻二十一、二十二『律呂新書』(山東友誼書社、1989年)を使用する。

っており、「十」の字が脱落しているとして意味が通る。このように考えると、黄鐘律管の体積を求める際に「以管長九十分乗之（管長九十分を以て之に乗ず）」として、管長である九寸を九十分とすることと、「九重」を「九十重」とすることが呼応することとなるのである³⁰⁾。

二つ目は、12の平方根である「三分四厘六毫強」の不尽の数「二毫八絲四忽」についてである。これについて、『律呂新書諺解』には次のようにある。

不尽ノ数二厘八十四毫アリ。注ニ不尽二毫八絲四忽ト云ルハ算法ニ不合乎。

このように、『律呂新書諺解』では不尽の数が「二厘八四毫」であるとしているが、これは、「十二分」を表面積の12平方分として認識しているためである。同書には、「黄鐘開方法」と題して「三分四厘六毫」四方の正方形が示されており、それに続いて「一分四方八百厘ナリ」との記述が見られる。これは、1分が10厘であることから、 $1分 \times 1分 = 1平方分$ と $10厘 \times 10厘 = 100平方厘$ は同じであるということであり、この考えに基づき「三分四厘六毫」四方の正方形の面積について考えると、図のようになる。

これによると、「三分四厘六毫」四方の正方形の面積は、 $11平方分 + 97平方厘 + 16平方毫$ となり、 $12平方分$ との差は $2平方厘 + 84平方毫$ となる。そのため、『律呂新書諺解』では不尽の数を「二厘八四毫」としている。

では、どちらの不尽の数が正しいのであろうか。この問題の鍵は、「十二」をどのように捉えるのかにある。「黄鐘第一」には、「円田術、三分益一、得一十二。以開方法除之、得三分四厘六毫強、為実径之数、不尽二毫八絲四忽（円田術、三分して一を益して、一十二を得。開方法を以て之を除き、三分四厘六毫強を得、実径の数と為し、不尽二毫八絲四忽なり）」と「今求円積之数、以径三分四厘六毫自相乗、得十一分九厘七毫一絲六忽。加以開方不尽之数二毫八絲四忽、得一十二分（今円積の数を求むるに、径三分四厘六毫を以て自ら相乗して、十一分九厘七毫一絲六忽を得。加うるに開方不尽の数二毫八絲四忽を以て、一十二分を得）」の二か所に「一十二」が見られるが、前者については、「一十二（分）」という数の平方根を求めているため、「三分四厘六毫」まで計算した「余り」が「二毫八絲四忽」となるのであるが、後者については、冒頭に黄鐘律管の体積（円積）を求めるとあることから、「一十二平方分」という底面積を計算するのであれば、『律呂新書諺解』が主張するように、不尽の数は「二厘八四毫」となる。

30) ただし、ここでは円の直径を求めることを目的としているため、「九重」でも「九十重」でもそれほど大きな問題は無い。また、「分作九重」が「分作九十重」であるとする、「每重得九分」は9平方分（表面積）ではなく、9立方分（体積）となり、分割する意味がより明確になる。

6毫	36毫	240毫	1800毫
4釐	240毫	16釐	120釐
3分	1800毫	120釐	9分
	6毫	4釐	3分

つまり、この問題の所在は、『律呂新書』が数である「一十二(分)」と表面積である「一十二平方分」を混同し、「分」以下の位に「厘毫絲忽」の単位を機械的に割り振った点にあることがわかる。そのため、「一十二(分)」と「一十二平方分」の平方根の単位をどちらも「分」に揃えると、双方の不尽の数が「0.0284分」となり齟齬がなくなる。

以上のことから、『律呂新書諺解』が疑問として提示した指摘は、どちらも妥当なものであると言える。

(2) 雅楽理論について

前述のように、『律呂新書』には楽律理論とともに雅楽理論も示されているが、とりわけ「黄鐘半声の否定」と「起調畢曲」は、『律呂新書』の雅楽観を示す特徴的な理論として挙げられる。そこで、本稿では『律呂新書諺解』において、これら二つの特徴がどのように解釈されているのかについて検討することにより、『律呂新書』の雅楽理論に対する同書の理解について明らかにする。

まず、「黄鐘半声の否定」についてであるが、『律呂新書』では、各均において使用する音を五声二変の七声に限定するなど、特徴的な雅楽観が提示されているが、この考えの根底にあるのは、「十二律之実第四」に「子黄鐘十七萬七千一百四十七 全九寸 半無」として示されている「黄鐘半声の否定」である。そこで、『律呂新書諺解』「十二律之実第四」において、この「黄鐘半声の否定」がどのように解釈されているのかを確認すると、実数の「十七萬七千一百四十七」については言及されているものの、全律(九寸)・半律(無)については、全く言及されていないことがわかる³¹⁾。ただし、『律呂新書諺解』が「黄鐘半声の否定」に全く注意を払っていないわけではない。「六十調図第九」の最後には、次のような記述が見られる。

正律ノ内、黄鐘ニ半無ハ、全律九寸ヲ九分一寸ノ法ヲ用ルトキハ、半ニ分ルコトナラズ。
故ニ半無ト云フ。

31) 『律呂新書諺解』「十二律之実第四」における「子黄鐘」に関する記述は、「子黄鐘十七萬七千一百四十七コレヲ三分ニシテ一ヲ損スレバ、十一萬八千九百八十八ナル。コレ林鐘ノ実ナリ」であり、全律・半声については、全く言及されていない。

これによると、黄鐘半声（半律）を使用しない理由は、「九分一寸ノ法」（九進法）により九寸は八十一分となり、半分に分割できないからである。しかし、『律呂新書』律呂本原「黄鐘之実第二」に「以十為法者天地之全数也。以九為法者因三分損益而立也（十を以て法と為すは天地の全数なり。九を以て法と為すは三分損益に因りて立つなり）」とあるように、黄鐘については天地の全数、つまり、諸律の根源として十進法を使用することも、三分損益法の起点として九進法を使用することも可能なのである。よって、『律呂新書諺解』が主張するように、「九分一寸ノ法」（九進法）を使用する必要は無く、十進法を使用して、九寸の半分である四寸五分を黄鐘半声とすることも可能である。

では、『律呂新書』では、なぜ黄鐘半声が「無」となるのであろうか。それは、黄鐘が諸律の根源である「声氣之元」だからである。同書では、「黄鐘不復為他律役（黄鐘復た他律の役をらず）」（律呂本原「八十四声図第八」）として、諸律の根源である黄鐘に対して、他の楽律よりも一段高い地位を与えられている。そのため、全律・半律を備える他の楽律とは異なり、黄鐘だけは半律を設けず、調の主音となる場合にのみ使用されているのである³²⁾。

このように、『律呂新書』における「黄鐘半声の否定」は、黄鐘が「声氣之元」であること、さらに、黄鐘半声が使用できないことから変律が提唱されたことなど、『律呂新書』の根幹に関わる理論と密接に関係している問題であると言える。そのため、このような背景についてまったく言及していない『律呂新書諺解』の解釈は、不十分であると言わざるを得ない³³⁾。

次に、「起調畢曲」についてであるが、『律呂新書諺解』「六十調図第九」では、五声十二律がそれぞれ調を構成することを明らかにするため、「六十調図」と称する一覧表を掲載しているが、この表の意味を理解する鍵となるのは、『律呂新書』が主張する「起調畢曲」という雅楽理論である。この「起調畢曲」とは、楽曲の開始音と終始音が同一であることを示す理論であり、「六十調図」に照らし合わせて考えてみると、前から五調（黄鐘宮から夾鐘羽まで）は黄鐘が終始音となり、この五調を一単位として十二律それぞれが宮となるように展開する「旋宮」を行なうことにより、六十調となるのである。しかし、『律呂新書諺解』では「起調畢曲」について全く言及されておらず、「六十調図」についても次のような解釈が見られる。

此図八十四声ノ図ト相表裏ス。前ノ図ハ五声相生ノ次第ヲ以テ、宮・徵・商・羽・角・変

32) なお、黄鐘半声の代わりとして、『律呂新書』では変黄鐘半声を使用されている。

33) なお、林鐘・太簇・南呂・応鐘の半声（『律呂新書』律呂本原「十二律之実第四」）及び変律の黄鐘全律・太簇全律・姑洗全律・応鐘全律が「不用」となる理由を「六十調二不用コトナリ」とする解釈は、適当な解釈である。

宮・変徴ト斜ニ図ス。此図ハ高下清濁ヲ以テ宮・商・角・変徴・徴・羽・変宮ト次第ス。

つまり、前章の「八十四声図」は三分損益法により算出される七声を相生順に並べたものであり、「六十調図」はそこに高下（全律・半律）と清濁（五声二変）の要素を加えて調として組成したものであり、両者は表裏をなす関係にあるとするのが、『律呂新書諺解』における認識である。そして、これら両図の目的について、次のように述べている。

二図互ニ表裏シテ、共ニ五声十二律旋テ宮ト相ナルノ趣分明ナリ。唯宮ト相ナルノミニアラズ、互ニ旋テ商・角・徴・羽トナルモノナリ。

このように、両図の目的は十二律がそれぞれ宮となることを示すためであるとの解釈を示している。これは、『礼記』礼運の「五声、六律、十二管、還相為宮也（五声、六律、十二管、還りて相い宮と為るなり）」を意識した記述であるが、『律呂新書』律呂本原「六十調図第九」に見られる「起調畢曲」という雅楽理論には、全く関心が向けられていないことがわかる。よって、『律呂新書諺解』では、十二律がそれぞれ宮となり調を構成するという『礼記』礼運を意識した「旋宮」については「六十調図」から読み取っているものの、雅楽理論である「起調畢曲」については全く注意が払われていないことがわかる。

以上のように、『律呂新書諺解』を著述した主たる目的については、「律呂新書諺解跋」に「律呂者数学之要也。志於儒者不可不解也（律呂は数学の要なり。儒に志す者は解せざるべからざるなり）」として、『律呂新書』に見られる数の理論を理解することに重点が置かれていたこと、さらに、『律呂新書』に見られる雅楽理論についてもほとんど言及していないことから、『律呂新書諺解』の著述を通して楽律研究を行ない、実際の楽器および雅楽を改良することについては、想定していなかったものと考えられる。

おわりに

本稿では、中村楊齋よりも早く『律呂新書』に着目した林鶯峰の『律呂新書諺解』を中心として、林家における『律呂新書』研究の過程ならびに『律呂新書諺解』の成書過程、さらに、楽の実践についても検討することにより、『律呂新書諺解』の著述目的およびその価値について考察してきた。

林家では『性理大全』所収の『律呂新書』に加算する作業が、鶯峰の門人である狛高庸とともに行なわれており、釋業をはじめとする林家における楽の実践でも、狛高庸が重要な役割を

果たしていた。しかし、『律呂新書』に対する加点は、あくまでも『性理大全』に体现されている学問体系を理解することの一環として実施されていたため、この加点作業を通して実際の楽器および雅楽が改良されることはなかった。

また、『律呂新書諺解』については、林鶯峰の名を冠しているものの、実際の著者は門人である小嶋道慶であることが明らかとなった。同書では、『律呂新書』に見られる数の理論を理解することに重点が置かれているものの、特に際立った解説が行なわれていたわけではなく、また、『律呂新書』に見られる雅楽理論についてもほとんど言及されていないことから、『律呂新書』の内容を理解することを目的とした基礎的な注釈書であったことがわかる。そのため、『律呂新書諺解』も狛高庸の『律呂新書』に対する加点と同様に、『律呂新書』から得た知識を利用して、実際の雅楽および楽器などを改革するようなことについては想定されていなかったものと考えられる。

以上のことを総合すると、林家における『律呂新書』研究は基礎的な内容理解の段階に止まっており、中村惕斎のように、楽律研究を通して日本の雅楽を分析・改良し、儒者が理想とする「古楽」を日本において復興しようとする事までは想定されていなかったようである。よって、釋菜および諸々の行事において奏楽が実施されていたものの、ここに『律呂新書』研究の成果が反映されることはなく、惕斎の著作のように写本が作成されることもなかったため、日本近世期の楽律研究に対する影響力が、極めて限定的なものとなったのである。